

兵 社 救 第 1 号
令和 6 年 1 月 4 日

各市区町社会福祉協議会会長
各社会福祉施設連盟長
各関係機関代表者 様

兵庫県社会福祉協議会 災害救援本部本部長
(兵庫県社会福祉協議会会長)
(公 印 略)

兵庫県社会福祉協議会災害救援本部の設置について (通知)

令和 6 年能登半島地震については、新潟県、富山県、石川県、福井県の 4 県 47 市町村に災害救助法が適用（1 月 1 日時点）され、地震と津波で甚大な被害が発生しています。

このような状況を踏まえ、このたび本会に「災害救援本部」を設置しましたのでお知らせします。

本会といたしましては、兵庫県や全国社会福祉協議会、近畿各府県・指定都市社会福祉協議会等と連携しながら支援を行うこととしますので、今後の同災害に対する救援活動にご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、救援本部より適宜情報を発信いたしますので、これらの情報に基づく支援にご協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

記

- 1 設置年月日 令和 6 年 1 月 4 日 9 時
- 2 組織・業務 各組織の業務分担は、別紙のとおりとする。
- 3 連絡・問い合わせ先

兵庫県社会福祉協議会 企画部（担当：杉田）

TEL 078-242-4636 FAX 078-242-4153

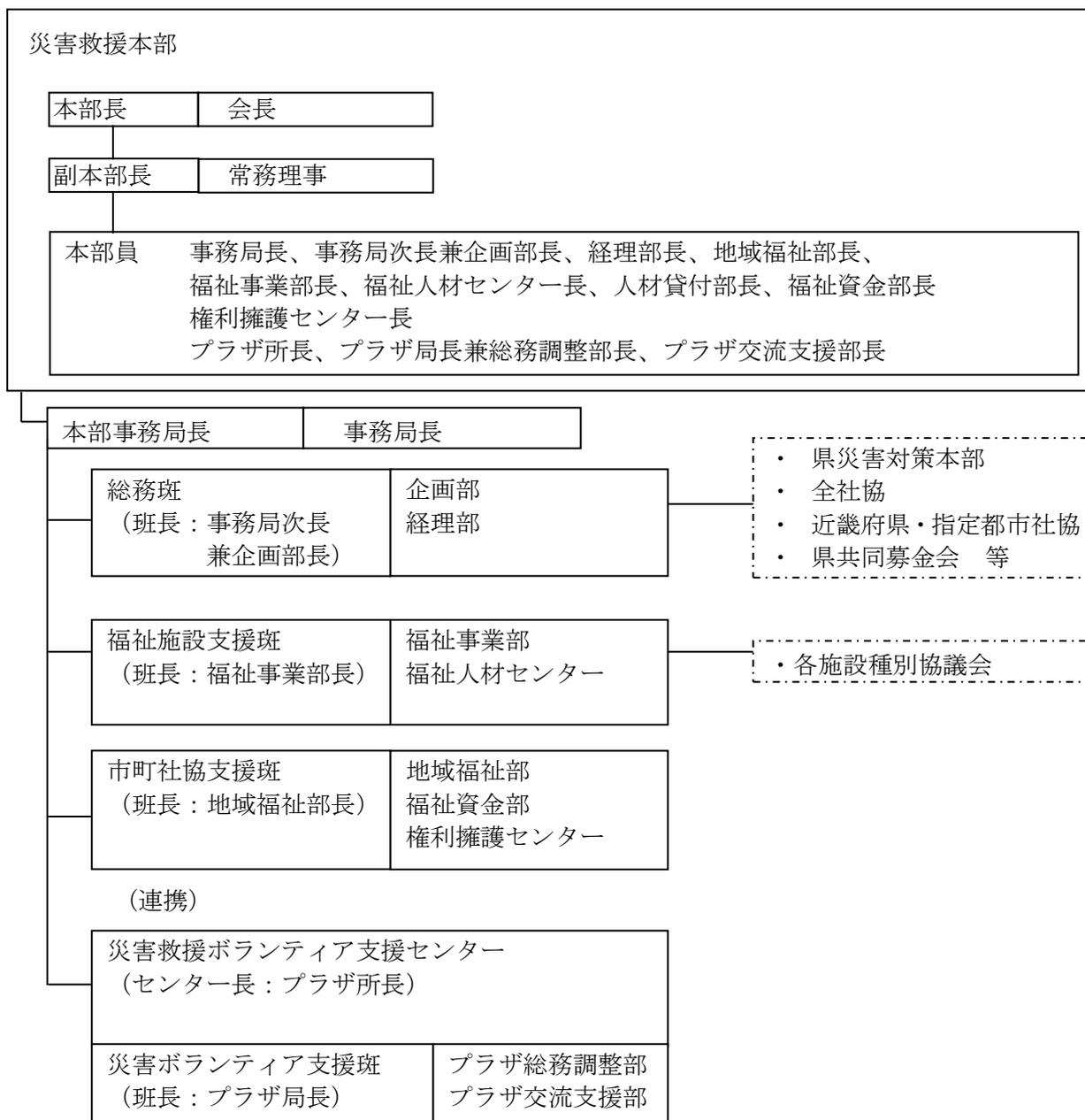
災害救援本部の設置

1 災害救援本部の設置

緊急会議における協議の結果、災害救援本部を設置する必要があるとの結論に達した場合には、事務局長は、災害救援本部設置について、会長の決定を得るものとする。

2 災害救援本部の組織

(1) 災害救援本部の組織は、次のとおりとする。



- 福祉人材研修センター、外国人介護実習支援センター、運営適正化委員会は、原則、通常業務を行う。
- 各支援班の体制強化を図る必要がある場合、本部長の判断で上記部署から各班に配置することがある。
- 県社協所在地が被災した場合など、通常業務が行われないと判断した場合、所属職員は、各班に配置される。